



### みんなでつくる情報板

#### わかやまイベントボード

- 第3回なごみ寄席  
桂枝會丸さんが主宰する、年に2回の寄席です。  
日時 4月29日(水・祝) 15:00～17:00  
場所 JA和歌山県ビル2階「和ホール」  
出演 桂枝會丸、桂三歩、笑福亭呂好のみなさん  
入場料 前売り2,000円、当日2,200円。前売りチケットは和歌山市民会館で販売中。  
問い合わせ 桂枝會丸わかやま応援隊 (073-421-3655・杉谷さん、チケット予約も可能)
- 第10回わかやまマジカルミュージックツアー  
今回は田辺市と同時開催。  
日時 5月10日(日) 11:00～  
場所 和歌山市：日中は京橋周辺、モンティグレ、和歌山城内など12カ所、夜は約20カ所のライブハウスなど。田辺市：県立情報交流センター Big・U (10時～16時)。  
参加費 日中・田辺市は無料。和歌山市の夜は共通パスポート1000円と各会場でフンドリンクオーダーが必要。  
問い合わせ バスポート申込わかやまマジカルミュージックツアー事務局 (070-6503-3797)
- ふぁんふぁん青空フェスタ  
親子で楽しめるイベント。運営ボランティア、出店者も募集。  
日程 5月16日(土) 10:00～15:00  
場所 緑花センター芝生広場  
参加費 無料(緑花センター入園料のみ必要)  
内容 ハンドメイドマーケット、フリーマーケット、ライブ、みんなでダンボールハウスをつくらう！など  
問い合わせ NPO 法人 fun-fun (npofunfun@gmail.com)
- 第13回オープンガーデン  
今年で13年目。和歌山市・岩出市・紀の川市などの約30軒が工夫を凝らした庭を披露します。  
日時 5月9日(土)・10日(日)・16日(土)・17日(日) 9:30～17:00  
参加費 無料  
問い合わせ オープンガーデンわかやま (073-452-3855・貝原さん)  
備考 公開している庭のガイドマップは山本種苗園(南海和歌山駅前)などで配布。またオープンガーデンわかやまのウェブサイトでもダウンロード可能。

このほかの情報もたくさん掲載！  
「わかやまイベントボード」URL  
PC版 http://eventboard.shiminjuku.jp/  
携帯電話版 http://eventboard.shiminjuku.jp/m/

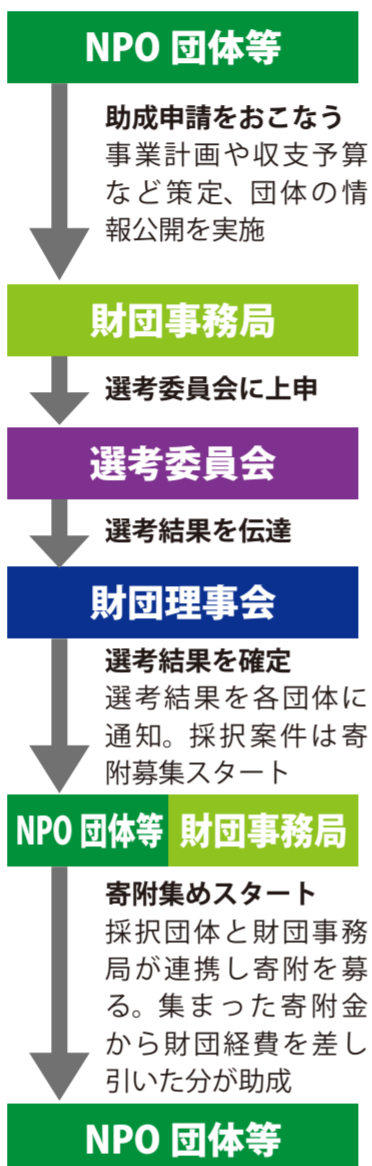
### 地元力財団

## あなたの「ほっとけない」が見つかる これからの社会貢献 100

地元をよくするために、私たちは何をすべきなのでしょう。地元をよくするために何かしたいけど何をすれば良いのか分からないというあなたに向けて、あなたの地元、ここ和歌山の地域課題をデータを用いて見える化していきます。毎回異なるテーマ(分野)を取り上げ、地元の課題を端的に表すデータをご紹介します。

### 何が課題？数字でみる和歌山県 Theme13 (特別編) 第3期事業指定プログラム募集開始！

#### 事業指定プログラムの流れ



「ほっとけない」をみんなで支える  
来月初旬、わかやま地元力応援基金(地元力財団)では「事業指定助成プログラム」の第3期の公募をスタートします。  
地元力財団では和歌山の「ほっとけない」地域課題に向き合いながら日々奮闘されているNPOなどの活動を資金面から支える取り組みとして、この「事業指定助成プログラム」をはじめとした助成プログラムを運営しています。  
一般の助成財団はもとも積み立てられている資金を元に助成金を支給しますが、このプログラムは、採択団体と地元力財団が連携し、ともに助成金の原資となる資金を寄附で集めることに大きな特徴があります。採択団体も寄附金集めにチャレンジすることで、ファンドレイジング(資金調達)の経験を積み、助成金事業が終了したあとも継続して資金調達ができる力をつけ、自立した事業運営を目指すことも視野に入れています。

「ほっとけない」をみんなで支える  
地元力財団は採択団体の実情に応じた寄附募集プログラムの策定を支援するほか、わかやまNPOセンターとも連携した事業支援税制優遇が受けられることを活かして寄附金の受け皿としての機能を発揮します。

**団体に求められる条件**  
公益的・社会的な活動を行う非営利で和歌山県民を受益者とした活動に取り組む団体が対象で、法人格の有無は問いません。  
なお、公益性を担保するために、公益財団法人日本財団が運営している公益団体データベース「CANPAN」に団体の情報登録を行って下さい。そのうえで「情報開示レベル」を「★3つ」にしている。その後、わかやまNPOセンターの確認を経て「わかば」マークを取得する必要があります。

そして、活動が第三者からの共感を呼び、その活動を寄附によってより発展させる強い意志を持っている事業であること、団体の

#### 第3期事業指定プログラムの日程

- 対象となる事業  
2015年7月1日から2016年3月31日の間に実施される事業
- 申請受付期間  
2015年5月11日(月)から6月1日(月)17時(地元力応援基金必着)
- 寄付募集期間  
2015年7月1日から2015年12月18日まで  
募集に関する情報は、5月11日にわかやま地元力応援基金ウェブサイト(<http://jimotofund.jp/>)に掲載します。  
※日程は変更になる可能性があります

**団体自ら資金調達を!**  
県内のNPOを対象にした調査でも、多くの団体が資金不足に悩んでいますという結果が出ています。しかし、代表者や構成員のみなさんがファンドレイジングに取り組めることが条件となります。地元力財団の事業指定助成プログラムを通じて、自らの団体のファンドレイジングにチャレンジしてみませんか。多くのご応募お待ちしております。

#### 税制優遇について

わかやま地元力応援基金は公益財団法人として税制優遇の対象となっているため、わかやま地元力応援基金への寄附金は確定申告による寄附金控除の対象となります。

一般的な「税額控除」方式の場合は…  
(年間寄附額-2,000円)×40% が所得税、  
(年間寄附額-2,000円)×4% が県民税、  
(年間寄附額-2,000円)×6% が市町村民税、  
…がそれぞれ控除されます(県民税・市町村民税の取り扱いはお住まいの自治体により異なる場合があります)。例えば年間1万円寄附された場合は最大4,000円が所得税・県民税・市町村民税から控除されます。

※助成を受ける際には公益団体データベースでの情報公開が必須

### Editor's Voice

地元力財団では「地元に対する想いを寄附に託す」という新しい寄附の「カタチ」を提案しています。寄附はもちろん、明日からできる「あなたらしい」社会貢献のカタチを紙面で紹介してきました。当財団では「社会貢献支援相談窓口」を開設し、個人や団体、企業のみなさまの地元に対する想いをカタチにしていくお手伝いをしたいと考えています。

また、昨今の社会貢献意識の高まりを受け、遺産を地元のために活かしてほしいという声やニーズはますます高まっています。地元の課題が多種多様になるなか、それらの声に応える新しい仕組みが求められています。

公益財団法人わかやま地元力応援基金では、「遺産を地元のために提供したい、寄附したい、活用してほしい」という想いと、大切な遺産を地元の市民公益活動団体へとつなぎ、活用していくための相談を受け付けています。

■お問い合わせ先  
公益財団法人わかやま地元力応援基金「これからの社会貢献100」係  
〒640-8331 和歌山市美園町 5-6-12  
TEL 073-428-0011 FAX 073-428-0012  
E-mail info@jimotofund.jp

### NPO 紙上講座 (7) NPO 法人格を取得するには ④

今回は、NPO 法人格を取得しようとする際に、気を付けておきたい点を取り上げます。

◆ ◆ ◆  
NPO 法人設立に必要な書類のひな形等は和歌山県 NPO ホームページ「わかやま NPO 広場」(<http://www.wakayama-npo.jp/>) からリンクしている、和歌山県庁の申請書ダウンロードページからダウンロードできます。ひな形は Microsoft Word または Excel 形式で、注意事項等も併記されていますので、それらを十分確認しながら、法人設立申請書類をご自身で作成いただくことができます。  
しかしながら、Word や Excel の操作に不慣れな方が作成されると、必要な事項を飛ばしてしまったり、書類作成に相当な時間がかかってしまったり、といったことがよくみられます。できれば、パソコンの操作に一定成熟された方がメンバーにおられるといいかと思われま

◆ ◆ ◆  
和歌山県では、NPO 法人設立を検討されている方に「NPO 法人設立運営の手引き」を1団体に1冊、用意しています(和歌山ビッグ愛9階の和歌山県 NPO サポートセンターでも配布しています)。上記の各種書類のひな形や注意事項なども掲載されていますし、NPO 法人の義務でもある年度末終了後の事業報告書や財務諸表等、役員変更手続きのひな形もありますので、一通りの事務の流れを確認することも可能です。  
しかしながら、NPO 法人設立に関する書類を早く作成されることに気を取られて、団体の形態や事業の進め方等に十分な検討がなされないまま団体設立を進めてしまい、設立申請が済んだ後に団体内部で意見に相違が出て

しまつて運営が立ちゆかなくなる…というケースも残念ながらみられます。法人設立の際には、事前に十分協議をさせていただくことをおすすめします。

◆ ◆ ◆  
また、介護保険法や障害者総合支援法など、別の法律に基づく事業をおこなおうとする場合は、法人の定款に、その法律などで定められた事業名を明記しておく必要があることがあります。こうした場合は NPO 法の所轄ではなく、介護保険や障害福祉等の担当部局の確認が必要です。例えば法律に基づく児童デイサービスを行う際には、定款の「事業」の項目に「児童福祉法に基づく障害児通所支援事業」と明記する必要があります。

◆ ◆ ◆  
法人の定款を変更する際には、項目によっては、和歌山県庁に「定款変更縦覧申請」を出す必要があります。この場合はすぐには定款変更をおこなうこともできません。事前に十分な検討と確認が重要となります。

◆ ◆ ◆  
NPO 法人は設立には実費程度しか費用がかかりませんが、解散する際には民法の規定に基づき「官報」への掲載が必要でこれに3～4万円ほどかかります。設立よりも解散のハードルが高いことがありますので、設立時にはより慎重な判断が必要となります。

◆ ◆ ◆  
前回までも繰り返し触れていますが、NPO 法人になったからといって自動的に補助金や助成金が入ることはありません。法人化を検討する際には、なぜ法人になるかを十分に検討をいただく、その後の運営がスムーズになるかと思われま